

議案第 22 号

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例（昭和 31 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を
改正する条例

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「11,800円」を「9,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。